

電気事業の自由化について

平成16年11月1日

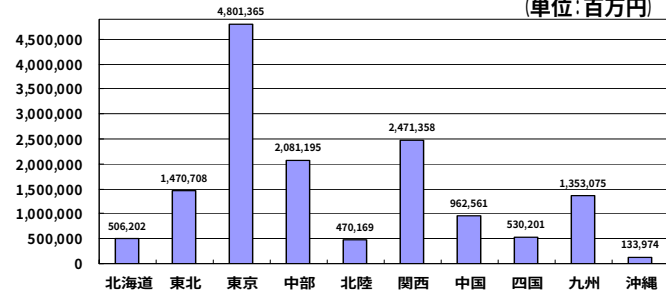
経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

日本の電力供給体制

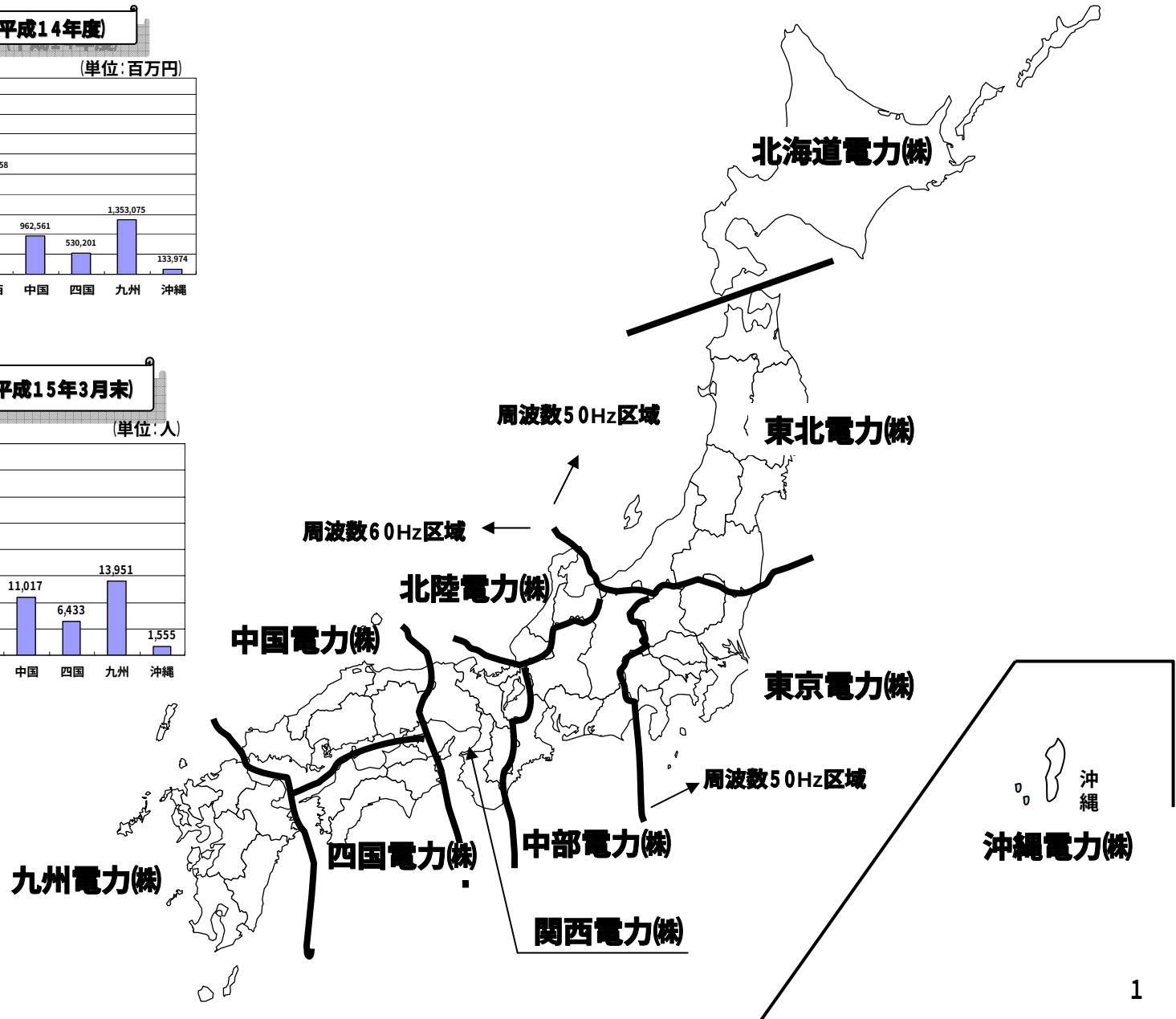
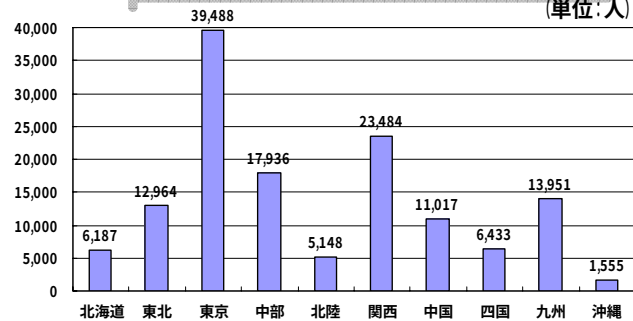
10電力会社の売上高 (平成14年度)

(単位: 百万円)



10電力会社の従業員数 (平成15年3月末)

(単位: 人)



最近の電気事業法改正について

昭和39年 電気事業法の制定

平成7年 電気事業法改正

(第一次)

昭和から平成に移行し、日本の経済構造や国民生活が変化していったことに伴い、電力需要が徐々に増大していったため、電力需給の逼迫化の傾向が強まってきた。また、電力供給コストにおける内外価格差なども問題視されたことにより、大幅な電気事業法の改正が実施された。

主に、以下の3点が改正内容

- ①発電部門への競争原理の導入 (卸電気事業の参入許可の撤廃、電源調達入札制度の導入)
- ②特定の供給地点における電力小売事業の制度化 (特定電気事業制度)
- ③料金規制の見直し (選択約款の導入)

平成12年 電気事業法改正

(第二次)

平成7年改正以降、世界経済のグローバル化が進展し、国際的な大競争時代の到来を迎える中、電気事業についても、高コスト構造の是正に向けた経済構想改革の主要課題の一つとして、国際的に遜色のないコスト水準とすることを目指して見直しが行われることとなった。

主に、以下の3点が改正内容

- ①小売部門において、部分自由化を導入
- ②規制料金の引き下げ時において届出制の導入
- ③選択約款の設定の柔軟化

平成15年 電気事業法改正

(第三次)

平成12改正以降開始した電力小売部分自由化の自由化範囲をさらに拡大するとともに、ネットワーク部門の公平性・透明性確保のための措置を法的に担保するため、電気事業制度の大幅な見直しを実施。

主に、以下の4点が改正内容

- ①分散型電源から需要家への自営線敷設を認める制度の創設
- ②ネットワーク間での電力をやり取りする際の手数料 (振替供給料金) の廃止
- ③ネットワーク運用の監視を行う中立機関 (送配電等業務支援機関) 制度の創設
- ④電力会社のネットワーク部門の情報遮断・内部相互補助禁止等の担保

今般の電気事業制度改革の経緯

2000年3月 電力小売部分自由化の導入

2003年2月 電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」

制度骨格の基本的な方向として、

- ①安定供給の確保、環境への適合を考慮した経済構造改革
 - ②電気の特성에応じた安定性・公平性を確保する仕組みと企業の自由な活動との調和、
 - ③電気の安定供給の確保、
 - ④エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題との両立、
 - ⑤需要家選択肢の確保
- を策定。

6月 電気事業法の改正 (全面施行は2005年4月から)

2月の分科会報告に基づき電気事業法を改正。改正の主要なポイントは、

- ①分散型電源から需要家への自営線敷設を認める制度の創設
- ②ネットワーク間での電力をやり取りする際の手数料 (振替供給料金) の廃止
- ③ネットワーク運用の監視を行う中立機関 (送配電等業務支援機関) 制度の創設
- ④電力会社のネットワーク部門の情報遮断・内部相互補助禁止等の担保

12月 分科会中間報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」

制度の詳細設計として、

- ①中立機関の組織構成や意思決定メカニズム、中立機関の指定基準の内容 等
 - ②電力会社の卸電力取引市場への電源投入に関する考え方、取引量に関する事後検証方法 等
 - ③自由化範囲対象者の定義の整理、同時同量に係る料金設計の変更 等
- をとりまとめ。

2004年5月 分科会最終報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」

中間報告で決まっていなかった事項について検討を実施。

- ①中立機関における各ルール内容
- ②電源線に関する系統利用料金上の取扱いの見直し
- ③託送供給約款変更命令発動基準の明確化等託送制度の見直し
- ④電力会社の送配電部門の会計整理に関する事項

改正電気事業法等について

【制度設計に当たっての基本的考え方】

電力は、貯蔵が困難であり、瞬時瞬時の需給が均衡していなければシステム全体の機能不全をもたらすおそれがある。このような**電気**の特性を十分に踏まえた柔軟かつ安定したシステムを構築する必要がある。これは、**エネルギー政策基本法**の趣旨にも即したものの。

【基本的視点】

1. 電気の安定供給の確保
2. エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立
3. 電気の特性に応じた安定性・公平性を確保する仕組みと企業の自由な活動との調和
4. 需要家選択肢の確保

VIII. 電源開発株式会社の民営化

- 特殊法人としての根拠法である電源開発促進法の廃止
- 財務基盤を強化するための自己資本の充実を支援するファンドの設立。

V. 卸電力取引所の創設

- 電源開発投資環境を整備し、全国的な電源の有効利用を図るため、取引所を創設
- 任意取引市場として整備。相対取引との併存により事業者のリスク管理を容易化

III. 全国的系統利用の促進

- 全国的な電源の有効利用を図るため、区域をまたぐごとに課金する方式を解消
- ただし、負担の公平性、コスト回収の確実性、遠隔地立地問題等への対応が必要

IV. 分散型電源による供給の容易化

- 二重投資による著しい社会的弊害が生じる場合を除き、分散型電源からの自営線敷設を認め、供給源の多様化を図る

I. 発送配一貫体制の維持

- 原子力発電を推進するためには、発電と送電の一体的な整備・運用が必要
- 規制需要家等に対し確実に電力供給を行う「責任ある供給主体」として一般電気事業制度の存続が必要。

一貫体制の下での競争中立性の確保

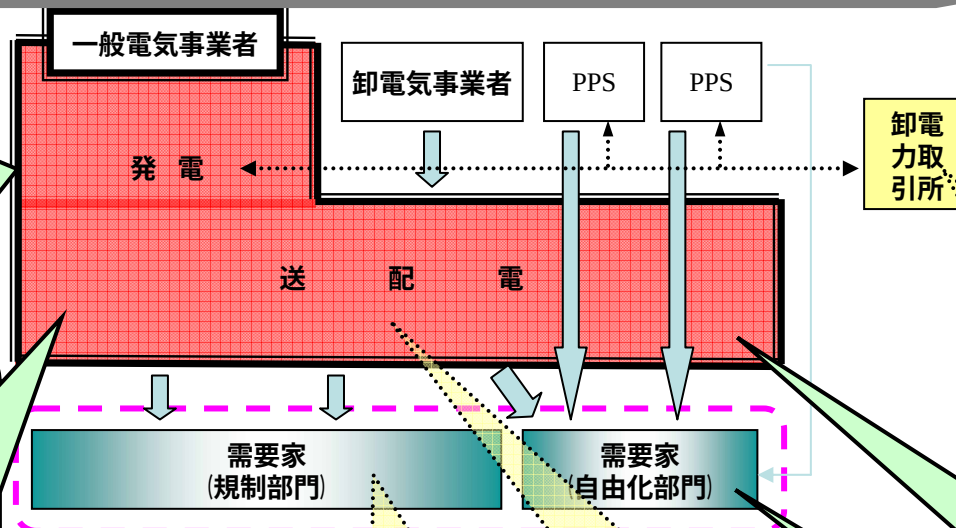
II. ネットワーク部門の公平性・透明性の確保

- 行為規制の実施
情報の目的外利用の禁止、内部相互補助の禁止（区分経理）、差別的取扱いの禁止を法的に担保
- 中立機関の設立
電力会社・新規事業者・学識経験者等から成るガバナンスの中立性が確保された中立機関を設置し、系統運用に関するルール策定・監視及び紛争時の斡旋・調停を行う

中立機関



中立性確保のルール策定・監視
→流通設備計画策定ルール
→系統アクセスルール
→系統運用ルール
→情報開示ルール



VII. 自由化範囲の拡大

I～VIIにより、電力供給システムの強化が図られた範囲内で

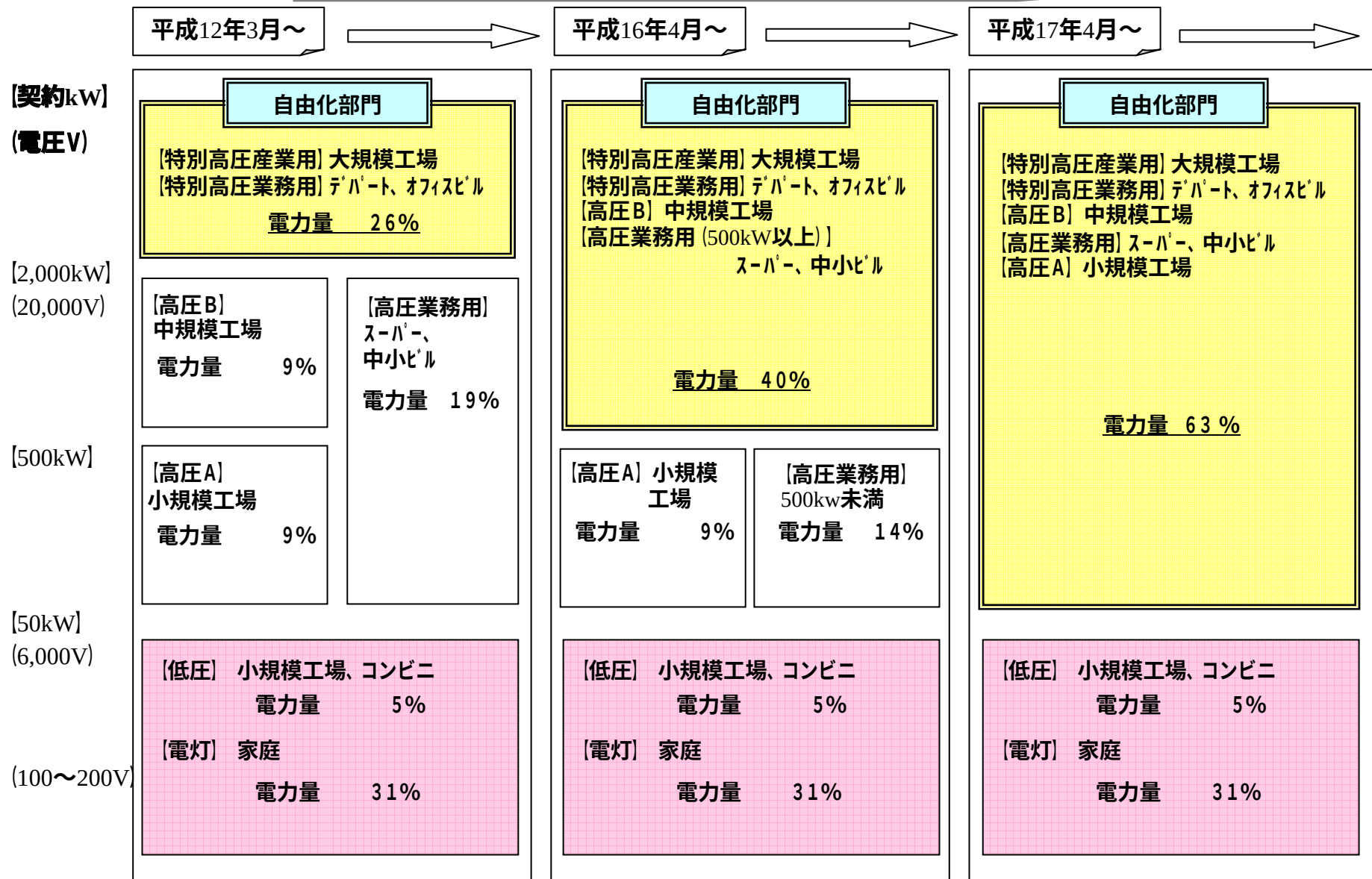
- 需要家における選択肢の拡大のため、自由化の範囲を段階的に拡大
- 自由化スケジュールを明示し、予見可能性を高めることにより、投資環境を整備

VI. 長期固定電源の投資環境整備 (長期安定運転の確保)

I、III、Vの措置に加え、下記を実施

- 原子力等の長期固定電源の安定稼働を確保するため、系統運用において優先的に発電を担保するルールを整備
- 送電容量を長期固定電源のために確保することを可能とするルールを整備

自由化範囲拡大に向けたスケジュール



(注) 現在の沖縄電力の自由化の範囲は20,000 kW、60,000V 以上から、16年4月に特別高圧需要家 (原則2000kW以上) に拡大。

電力全面自由化についての閣議決定等の内容

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告(平成15年2月18日)

今回の電力システムをベースとしつつ、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、①供給信頼度の確保、②エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサルサービスの確保、④実務的課題等について検討を行った上で全面自由化を実施することが適当である。
具体的な検討を開始する時期については、①による自由化範囲拡大に伴う需要家選択肢の拡大状況等を判断する必要があるため、平成17年4月から更に2年程度経過した平成19年4月頃を目途とすることが適当である。

エネルギー基本計画(平成15年10月閣議決定)

今後、段階的に小売自由化範囲を拡大し、平成19年を目途に全面自由化について検討を開始することとするが、その際には、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、①供給信頼度の確保、②エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサルサービスの確保、④長期投資、長期契約のリスク、⑤実務的課題等について十分慎重に検討することとする。

規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成16年3月19日閣議決定)

電気事業分野における小売自由化範囲については、平成16年4月から500キロワット以上の高圧需要家、平成17年4月からすべての高圧需要家まで段階的に拡大する予定としている。
しかしながら、諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。
こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。

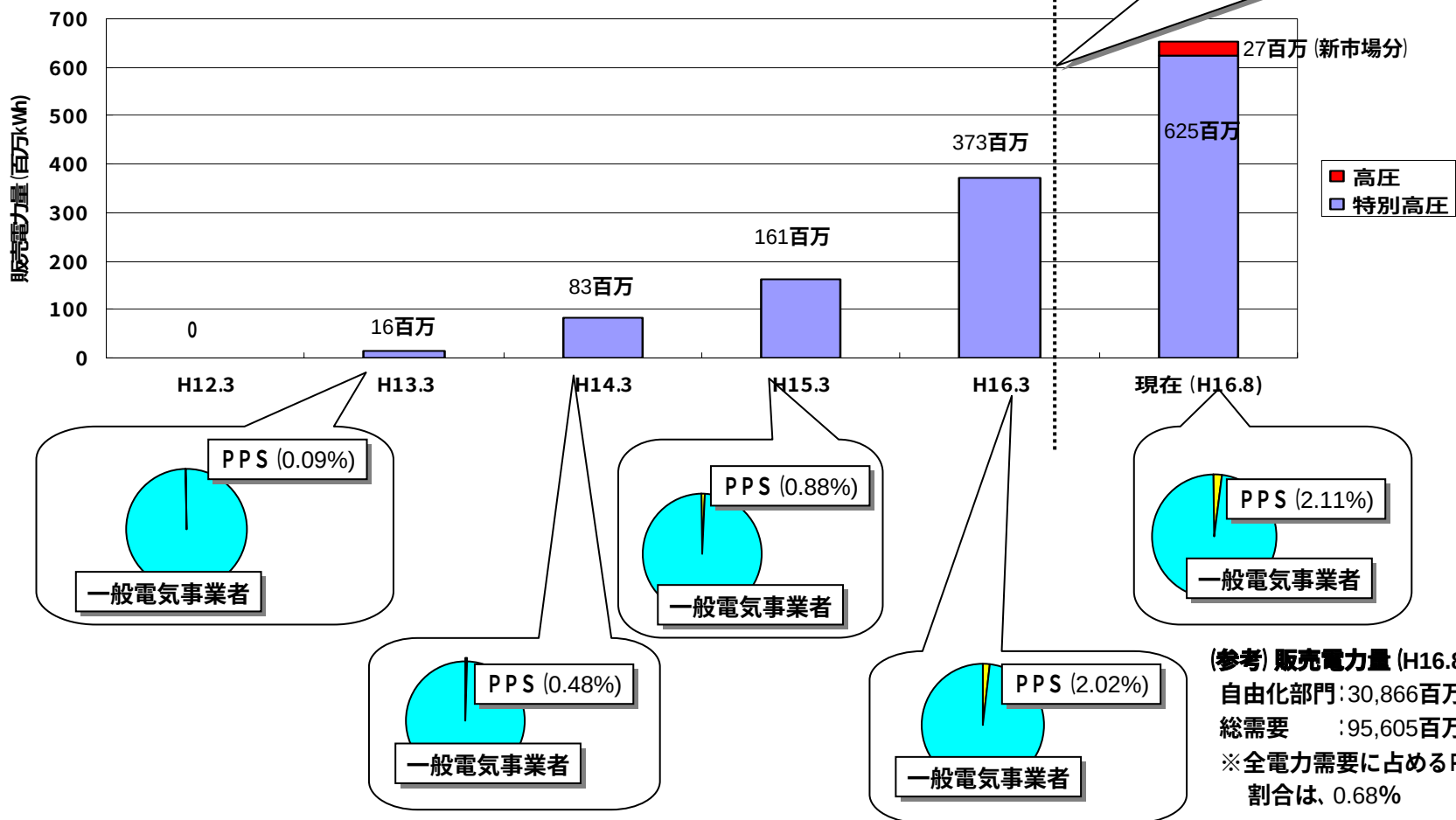
特定規模電気事業者の参入状況

特定規模電気事業者名	届出出力計 (kW)	母体企業の業種	電源の形態
ダイヤモンドパワー	632,550	商社	火力・水力
丸紅	619,010	商社	水力
イーレックス	446,420	金融・商社	火力
新日本製鐵	198,930	鉄鋼	火力
エネット	1,225,790	通信・ガス	火力
サミットエナジー	1,334,470	商社等	火力・水力
大王製紙	524,110	紙パルプ	火力
サニックス	74,000	産廃処理等	火力
新日本石油	178,350	石油類の精製・販売	火力
ジーティーエフ研究所	47,730	建設・商社等	火力
大阪ガス	62,370	ガス	火力
エネサーブ	57,500	エネルギーサービス	火力
ファーストエスコ	10,000	エネルギーサービス	火力
太陽光発電設備	229		太陽光
光発電・グリーン電力販売機構	215		太陽光

(平成16年10月末時点)

自由化部門への参入状況

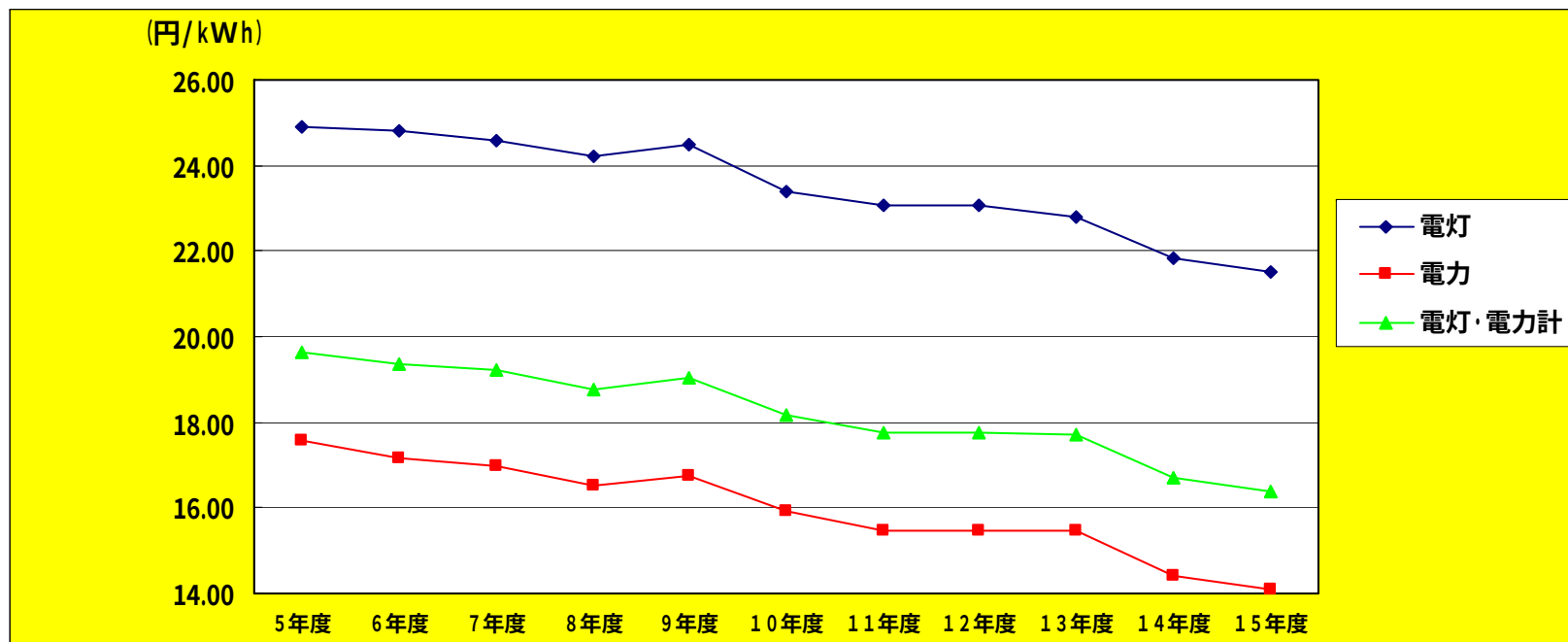
新規参入者の販売電力量推移 (月ベース)



- ※PPS: 新規参入者 (特定規模電気事業者)
- ※一般電気事業者: 大手10電力会社
- ※PPSのシェア率は、自由化部門における割合

過去10年間の電力料金単価の推移

電灯・電力計の料金単価は、平成5年度から平成15年度の間に於いて、年平均1.8%低下し、平成5年度と平成15年度との単純比較では、16.6%の低下となっている。

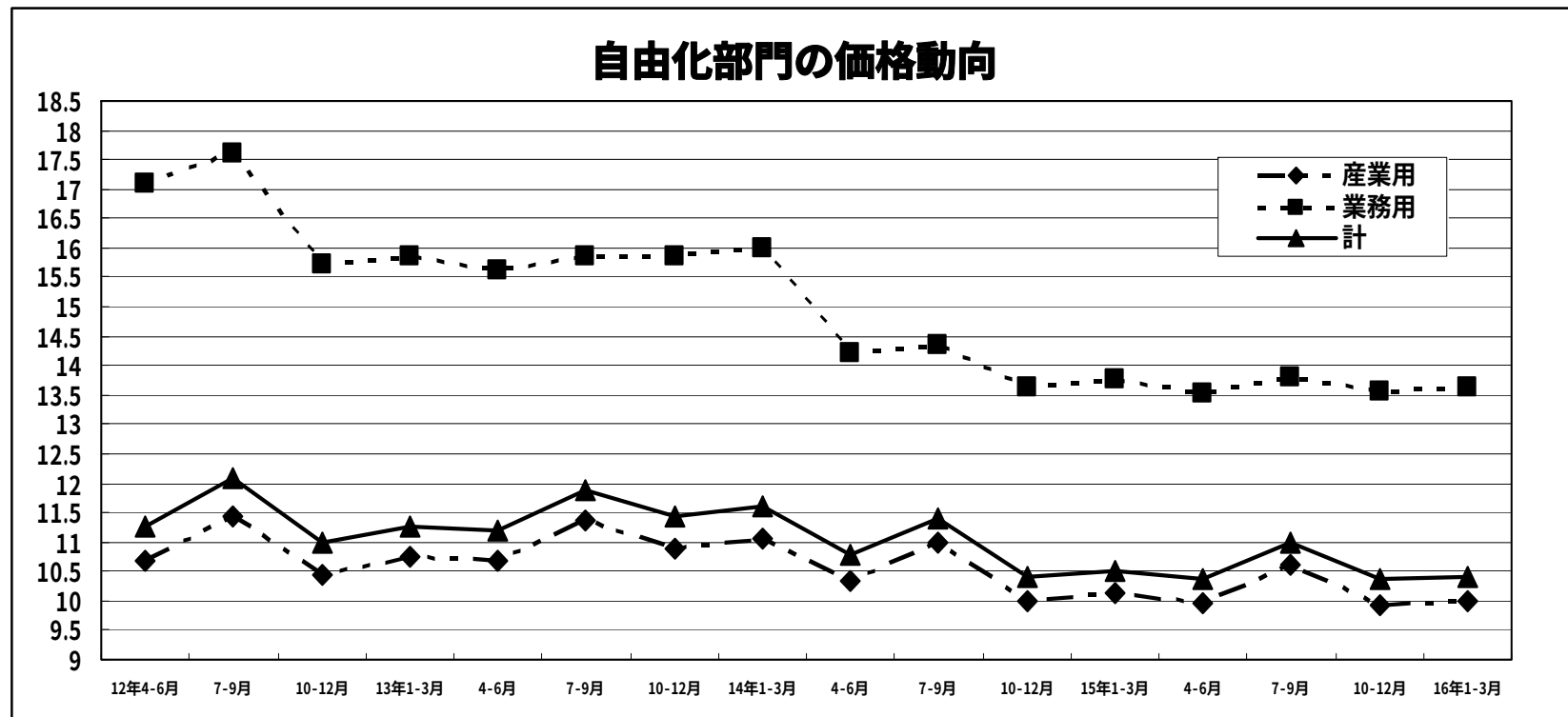


電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価で、電力料金は、自由化対象需要分を含み、主に工場、オフィス等に対する電気料金の平均単価。平均単価の算定方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力の販売電力量(kWh)で除したもの。

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
電灯	24.90	24.81	24.60	24.21	24.49	23.38	23.06	23.08	22.79	21.83	21.50
電力	17.55	17.15	16.96	16.52	16.77	15.91	15.47	15.44	15.46	14.39	14.07
電灯・電力計	19.66	19.38	19.23	18.78	19.03	18.16	17.78	17.76	17.72	16.72	16.39

自由化部門における料金価格の動向

自由化部門においては、自由化導入当初から低い料金水準であった産業用の電気料金については横ばいであるが、高い料金水準であった業務用においては、急激に料金の低減化が実現し、産業用と業務用の料金格差が縮まりつつある。



kwh/円	12年4-6月	7-9月	10-12月	13年1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	14年1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	15年1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	16年1-3月
産業用	10.67	11.43	10.45	10.75	10.68	11.36	10.88	11.05	10.34	10.98	10.01	10.12	9.96	10.61	9.93	9.98
業務用	17.08	17.6	15.71	15.87	15.63	15.87	15.85	15.99	14.23	14.36	13.62	13.77	13.52	13.80	13.55	13.63
計	11.26	12.09	10.98	11.26	11.2	11.89	11.43	11.6	10.79	11.4	10.41	10.52	10.36	11.00	10.36	10.41

風力、家庭用コジェネ等の分散型電源導入の環境整備

1. 基本認識

- 分散型電源に関しては、ネットワーク上の技術的課題やネットワーク利用のためのコスト負担に関する課題等を抱えているものの、今後技術的なブレークスルーにより更に進展する可能性を秘めている。
- 系統全体としての効率性も十分に考慮しつつ、導入の環境を整備し、バランス良く大規模系統電源と共存しうるシステムの構築が必要。
- こうした中、その円滑な系統連系を実現するためには、系統の保護等の観点からの技術的な事項をクリアすることとともに、系統の利用に係る料金その他に関する事業者間、電源間の公平性を担保していくことが重要と認識。

2. 具体的対応

分散型電源の系統アクセスに対する公平性を確保するとともに、それを透明な形で示していくことにより、事業者（系統運用者及び電源設置者）の予測可能性を向上させ、もって環境整備を図っていく。

① 分散型電源の導入に伴う競争上の論点についての考え方を整理し公表していくことで、潜在的な分散型電源設置者も含めた導入に関する環境整備を行う。（レベル・プレイング・フィールドの形成）

→適正取引ガイドラインの改定

② 電力品質の確保の観点から必要最小限な条件を明確化していくことによって、政府のリクワイアメントに関する透明性を向上させるとともに、電源設置者等にとっての導入環境の整備を行う。

→系統連系技術要件ガイドラインの見直し、風力系統連系対策の検討